

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第1号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
[略]		[略]	
学校教育室	学校企画担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) [略] [略] 生徒指導担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>P T A及び青少年教育団体の共済事業に関すること（生涯学習文化課の所掌に属するものを除く。）。</u>	学校教育室	学校企画担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) <u>P T A及び青少年教育団体の共済事業に関すること（生涯学習文化課の所掌に属するものを除く。）。</u> (9) [略] [略] 生徒指導担当の分掌事務 (1)・(2) [略]
[略]		[略]	
スポーツ健康課	[略] 体育・スポーツ担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) [略] [略]	スポーツ健康課	[略] 体育・スポーツ担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) <u>スポーツ健康科学に関すること。</u> (6) [略] [略]
教職員課	[略] 厚生福利担当の分掌事務 (1)～(5) [略] (6) <u>職員及び学校職員の児童手当及び子ども手当に関すること。</u> (7)・(8) [略] [略]	教職員課	[略] 厚生福利担当の分掌事務 (1)～(5) [略] (6) <u>職員及び学校職員の児童手当に関すること。</u> (7)・(8) [略] [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。